

西南戦争期における京都府警察

落 合 弘 樹

はじめに

- 1 天橋義塾幹部の摘発
 - 2 有馬純雄の口供書
 - 3 京都の不平士族と西郷挙兵への反応
- む す び

はじめに

西南戦争中、京都は厳戒体制に置かれていた。明治天皇は西郷隆盛らが鹿児島を進発する以前の明治10年(1877)1月18日から京都へ行幸に訪れており、7月28日まで駐輦を続けた。当然ながら、その周囲の警護は厳重だった。

もともと京都は尊攘派の温床というべき土地で、維新後に政界から切り離され、ひそかに明治政府を怨嗟しつづける公家社会の残滓は色濃く残っており、また明治2年(1869)における横井小楠暗殺および大村益次郎襲撃、明治4年(1871)の旧堂上愛宕通旭・外山光輔による陰謀計画の発覚、明治9年(1876)における山本克・中沼清蔵の摘発など、守旧過激派による事件の多くは京都が舞台か、もしくは京都にゆかりの深い人物によって起こされた。

そうしたおり、京都府の警察官800名のうち200名は萩の乱直後の山口県の警備に出張し、のちに鹿児島まで派遣された。このため、京都府の警備は残る600名で行われることとなる。

西南戦争中に京都で国事犯として拘留された人物は、『明治十年十月ヨリ十二月 諸官往復』(京都府庁文書 明10-41)にある、京都府から内務卿大久保利通および司法卿大木喬任に宛てられた報告書によれば、次の通りである。

鹿児島県士族 有馬 純雄 喜入嘉之介 同県平民立山吉左衛門

滋賀県士族 大海原尚義

熊本県士族 佐治 博暉 (此者本年五月病死)

京都府平民 小室 信介

京都府士族 小笠原長孝 鳥居 誨 沢部 正修 横川 規

当局の不平士族対策を具体的に伝える史料は乏しい。京都府下で武力蜂起などがあったわけではなく、拘留された者の大部分も無罪か非常に軽い宣告を受けたにすぎない。しかし、右の国事犯摘発の経緯や、警備態勢の実態は不明な部分が多い。そもそも警察や裁判所の史料は厳重に管理されて非公開が原則となっており、府県などに残された記録も、情報公開に比例するかたちで個人情報の閲覧が困難になりつつあるので、こうした問題を追究する手がかりは非常に見つけにくいといえよう。

そのような史料的情况のなかで、京都大学法学部図書室の小早川文庫に含まれる『西南暴動引続書』は、きわめて珍しい史料といえる。ただし、この書類が伝存した経緯や故小早川欣吾教授が入手した際の事情は不明である。また、簿冊の表書きには「上京第三方面分署」とあるが、分署の位置などを『京都府警察史 第二巻』（京都府警察本部、1975年）や、京都府立総合資料館所蔵の京都府庁文書から確認することができなかった。呼称からは交番程度しか連想できないが、綴られた書類は京都府警察本署に宛られたものが多い。また、多くの書類には京都府知事楨村正直・大書記官国重正文・一等警部木村文卿など、京都府庁幹部による捺印が残されており、上層部で回覧・決裁された府警本部レベルの史料であることがわかる。そして、書類の内容は国事犯関係書類、挙動不審者の拘束、隣接県士族の探索記録に大別できる。

前述したような制約から、日本近代史における警察関係の研究はあまり多くないうえ、分析も制度中心となっている。また、明治期の国事犯や政治運動に対する警察側の動向を研究した事例は、所轄単位によるものが大半だった。たとえば後藤靖氏の『天皇制形成期の民衆闘争』（青木書店、1980年）は、兵庫県篠山警察署福住分署の記録をもとに民権運動に対する警察の対応を詳細に分析しているが、扱われる地域の範囲は限定される。一方、史料集の方では、大分県在住の藤丸正見氏が保存し、近年になって活字化された『明治十年 騒擾一件』（青潮社、1998年）は、県の一部が西南戦争の戦場となった大分県の警察本部が作成した往復秘密文書で、戦地に隣接した大分県警の対応を具体的に伝えている。

ここで紹介する『西南暴動引続書』は、『明治十年 騒擾一件』と類似の性格を持った史料といえる。京都府は大分県と異なって前線から離れた地域となるが、冒頭で述べたように政府側にとって重要な後方地域であり、やはり全国の動向ともかかわる貴重な記録といえよう。以下、未公開の史料を紹介する意図で長い引用となる部分もあるが、本史料の分析を通じて西南戦争当時の治安維持に対する京都府警の対応を検討していきたい。

1. 天橋義塾幹部の摘発

宮津在住の士民や周辺の豪農・教師などを主体に設立された天橋義塾は、三丹地方の政治・文化・教育などに多大の影響をおよぼした学習結社として広く知られている。ただし、創設

西南戦争期における京都府警察（落合）

当初は士族が組織の主体となっていたうえに、幹部の小室信介が民選議院設立建白書の起草者の一人である小室信夫の婿養子ということもあり、豊岡県はその動向を警戒対象としていた。明治9年（1876）8月に丹後地方は豊岡県廃止にともなって京都府に編入される。天橋義塾を視察した権知事楨村正直は、好意的反応を示したといわれるが、11月に監察掛井上益孝による探索の結果が楨村宛に報告されているように、引き続き警察当局の目は光っていた。

西南戦争が勃発したおり、東京にあった小室は神戸・京都を経て2月17日に宮津に戻り、天橋義塾の社員と対応を協議し、民選議院設立の運動を強力に展開することとしたが、同時に山陰で最も西郷寄りといわれた鳥取士族の様子を探るとともに、暗号を使って「義塾ナドデハ民権中ノ議論ヲシッカリヤツテクダサイ」などとの連絡を行っていた。そうした動向は当局の疑いを招き、3月1日に小室が召還されて4日に国事犯の嫌疑で拘留される。これを皮切りに、彼の実兄である小笠原長孝ら他の幹部も「鹿兒島県士ノ暴動ニ際シ、兼テ自分等ノ主張スル民権論ヲ確立シ、圧制政府ヲ顛覆スル」ことを謀議したとの疑いで拘留された。

『西南暴動引続書』には、宮津出張の十等警部西野忠経らが2月25日に、小室信介の小室信夫宛郵便物をひそかに調査したところ、暗号文が発見された件の記録が残っている。暗号の解読は付されていないが、参考のため不審郵便物の内容を次に掲げておく。

前略、上方米相場左之通ニ御座候。

クンテ○マシウミ○セ○イレヌン○　　ミリドケ○ヨ○マミウシ○セ○ケリヒテチテノツ
ラレメグエ○テエツクレテト○マミウミ○セ○ヤラムヒ○クントツウミユシ○エ○ム
ヲ○マミウミ○ツ○トリ○エフナテヌニセテス○トンドン○ワドヘナエ○マミウミ○チロ
○ノスホ○マ　ナニ○エトヒ　ノス○エヨンノスホ

右ノ割合ニ付、一人京坂へ御サシ立有之テハ如何哉ト存候。

私儀可成ハ上坂致度存シ候得トモ、当地取引方忙敷、且一家無人ニ付、一人一帳合一本担当致心底ニ任セス、御察シ可被下候。御風邪氣如何ニ候哉、是亦御察申上候。又当国相場ニテハ

スロン○エ○マミウミニ○エヒ又　　ホドマヘヨエヒ○キ○ヒデレ　ノヒイマシウミ○セ
フナ○ノヌエ○モン○テラレマム○マミウミ○ヒ○エシホ○キイク○ミヌ、ト、ノヌヒキ
○ト、エタヒ

尚尚後郵別ニ可申述同

克介

大人机下

これは、小室信介の口供書にある「民権中ノ議論ヲシッカリヤツテクダサイ」という電文とは別のものである。西野警部らは、確たる証拠はないものの天橋義塾の幹部を拘留する必要が

あるとの至急上申を行っている。

一、過日来追々連署ヲ以上申致置候当地天橋義塾ノ原祖小笠原長道（小室信介ノコトナリ）始メ鳥居誨、戸祭加直并松本文三（此者東京法律研究会ニ在リ不日東京ヨリ帰宮ノ由、小笠原申居候。尤モ文三一名丈ケニ有之候）有吉三七（此者前同会ニ在留シテ頻リニ諸方へ実地通報スル由）酒井隆益等（此隆益当時宮津ニ在候）、先社中ノ巨魁ト相考候得共、差向キ此儘差置候テハ危急ト推考致候者ニ付、昨日太田為行ヲ以テ上申ニ及置候通、目今実ニ難忍探查上相聞へ候事、為行より申上置候通小笠原長道、鳥居誨ノ兩名ハ旧藩主本庄宗武ノ命ヲ以（此宗武ハ室町四条下ル中島国方ニ止宿之由）為致其儘拘留ノ手順モ御評議相成間敷哉、尤モ別封（小笠原長道ノ信書ナリ）小室信介信書文言如何ニモ不審ノ状態有之モノニ付、御尋問ノ一廉トモ相考候間、夫是御酌量、急速兩人ノモノ上京為致、御留置相成候様至急御評決相成度、此段至急上申候也。

前述のように小室は3月1日に召喚され、4日に拘留されているが、郵便物の搜索で不審な動きを察知されたのが摘発のきっかけと思われる。小室は政府による西郷暗殺計画の風説を耳にして悲憤慷慨し、高知や鳥取などの土族と呼応して「西郷党に左祖」し、情勢次第で行動を起こす決意を一時的に抱いたことは否定できない。なお、小室たちに京都裁判所から宣告を下されたのは、1年以上を経た明治11年4月18日である。小室は「鹿児島県下賊徒暴挙ノ際、道路ノ風説ヲ信シ漫ニ政体ヲ誹毀スル科」で禁固30日、小笠原長孝は同20日となったが、他の者は全員無罪となっている。国事犯としてはかなり微罪であり、警察が暗号のやりとりや鳥取土族との接触を重大視したというより、むしろ西南戦争中に天橋義塾の活動を封じる意図の方が強かったといえよう。実際、『西南暴動引続書』には、天橋義塾の嫌疑はともかく、宮津・豊岡・出石の土族は全体的に平穏と客観的に判断した報告も含まれている。

たとえば久美浜出張片岡正夫は、3月2日に一等警部木村文卿に宛てて、次のような報告書を送った。

西国之一件如何相成候哉、京師ニハ御取締嚴重之趣、知事公始御配慮之程乍辺境奉察上候。宮津ニ小笠原云々之事情有之候得共、該地ニ於テ暴発等之儀ハ決テ有之間敷、若シ切迫ニ至テハ近国嘯聚之賊ニ加ルナラン。如何トナレハ該地ニハ器械弾薬之掠奪スヘキナク、且ツ武ヲ用ルノ地ニアラス、況ヤ義塾生徒ノ数十輩半ハ首鼠両端ヲ抱クニ於テヲヤ。仮令無謀之暴動相企候トモ、丹後各地之巡查ヲ指揮セハ之ヲ屠ル、亦難キニアラス（該地ノ者恐ルニ足ラス。外暴兵ニ当ルモ職獵徒獵ノ者ヲ募ラハ固ヨリ一方面ヲ保スルニ足ルヘシ。此等支庁ヨリ予メ取調置タシ）。併小敵不侮ハ古人之戒メ、此上宮津、舞鶴、久美浜脈絡相

通し無洩引取締可仕候。

片岡は、宮津の士族に暴動の兆候はなく、武器弾薬の蓄えもないので、近国に蜂起する勢力があればこれに加勢する程度の可能性しかなく、不穏な動きがあっても警察力で抑えきれるとの自信を示している。また、彼は豊岡に在動していたことがあり、西野一等警部の指令で但馬地方に臨時出張しているが、「豊岡、出石全く無事、惣テ士族中壯年之者ハ巡查（当時採用亦多シ）タリ教員タリ。老成之者ハ区長タリ戸長トナリ、其他ハ商家ニ転シ、目今異心ヲ生シ時勢ニ差出ルモノ一人モ無之候由」と、やはり平穏無事な様子を報告している。

なお、天橋義塾が摘発された際は、京都に滞在していた旧宮津藩主の本庄宗武も取調べの対象となっている。地位の上下にかかわらず、警察は行動に少しでも疑念のある者は遠慮なく探索した。また、地元に影響のある人物が東京などから帰郷すれば、時局がら様々な憶測を呼び、これも監視の対象となったようである。片岡はおりから出石に帰省中の内務省大書記官で地理局長の桜井勉の身辺を調査し、つぎのように帰郷の事情についての照会を行っている。

一、内務省地租改正掛相勤候桜井勉（出石之名望家）、先般より帰郷、他人ノ面会ヲ禁シ湯嶋へ入湯、四五日以前更ニ出石近村へ引込居候由ニテ、諸人何之謂レヲ解セス大ニ疑惑ヲ抱キ居リ候。或云真ノ病氣ニテ接客面倒ナリト（出石ノ医師一名、外ニ親族西山某ノミ屢対面ナリト）、或云巡廻中妾ト同行忍シテ入湯故ニ諸人ト面会ヲ断スルト、或云負債莫大ナリト、或ハ云説諭ヲ士族ニ加ヘタリト（已ニ面会ヲ禁スト云。或ハ士族ニ説諭セリト。風聞ノ符合セサル如何）、到底時勢上ニ付別ニ不審之廉耳聞ニ相触レ不申候。扱同氏事、諸官省改革ノ節免職ナリタルヤ、右ニ付テハ注意ノ儀モ有之候間、御報奉願候。

5日後の3月7日には、天田郡小の原駅出張山口良一から福知山出張所藤警部に送られた桜井勉の探索書は「右熟考仕候所、右桜井氏ハ元出石藩中大参事之由ニテ、大ニ人望ヲ取レリ。而シテ因藩ノ青年輩ヲ多分東京へ呼寄、諸官省へ推挙致候趣、然ルニ此度ノ機ニ投シ療養トデモ唱へ帰郷湯治ノ体仕候、倣ニ日々東京ヨリ景況ヲ通シ知音之名義ヲシテ京坂兵庫辺ノ景況ヲ視フナラン歎ト思像仕候」と、非常に疑い深い目で桜井を見ている。こうした報告をうけた福知山出張所は京都の臨時出張所に「但馬出石住士族当時内務権大書記官桜井勉、此頃療養ト称シ帰郷スシ。此者但馬出石藩ニテハ人望モ有之、且日々東京エ三四往復等致候由、別紙之通り申出候。右強テ可疑モ不非レトモ如何ノ心中乎モ不計、挙動探偵中ナレトモ、何カ御聞込ノ次第モ有之御報知相願候。依御参考ノ為探偵差送申候」と上申しているが、内乱時における有力者の帰郷に地元の警官が対応に戸惑った様子が見えがえる。桜井は西南戦争の情報を東京の本

省から送らせていたのだろうが、逆に帰省の目的などを立場上、周囲に明らかにしようとしなかったのだろう。ちなみに、桜井は翌年以降も引き続き地理局長の地位にある。

なお、天橋義塾が摘発された理由の一つは、社員の派遣による鳥取の探索であった。鳥取には有力な不平士族集団が存在し、京都府警察も鳥取士族の動向に強い関心を抱いている。前出の片岡正夫の報告書は、豊岡という鳥取に近い地点を調査しているだけに、鳥取士族の具体的な動きを伝えている。

- 一、因地ニハ協律学舎（従前漢学撃剣ヲ両用シ、当時文ヲ主トシ武ハ運動ニ托スト）之連累、西国一件ニ付ニ居住之士族等ヲ呼集メ会議致候由。同会ハ征韓論ノ節五六千人、以後ハ頑固輩余程減少セリト。該地兼テ党派有之候得共、此程ハ同舎ヘ一律ニ相成タル由。該地之動静ハ豊岡警察署ニ於テ頗ル注意之由、現今ハ前頭之通風聞ノミニ付、確報次第久美浜迄通知候儀、豊岡之警部、出石之巡查并湯嶋知音之者ヘ及打合致候。尚同国村岡（因幡接近ノ地）之学区取締豊岡士族木下弥八郎儀、至テ懇意之人ニ付同氏ヘモ因幡之景況内々報知方相托置候。外相替儀モ無之、余ハ後便可申上候。

京都市街の様子は平穏だったが、離れた地域では物騒な風説も流布していたらしい。片岡の報告書は結びで「豊岡、湯嶋ニ於テ京師之評判、巡查ヘ今般無残佩刀ヲ御許ニ成ルト、或ハ云何物ノ仕業カ人ガ大分切ラルト。右前説ハ今日之勢左モ可有候。後説ノ如キ、其虚ナル固ヨリ疑ナシ」と述べている。また洛中をめざす旅行者、とりわけ宮津士族に対しては嚴重に身元調べなどが行われた。たとえば亀岡警察分署高岡義質は3月5日に「宮津在住士族天橋義塾中之者、過日来ヨリ弥不軌ノ萌シ有之、小笠原長道始メ追々御拘引ニ相成、右ニ付宮津天橋義塾ノ者ヲ始、出京ノ士民トモ取糾口書差廻シ候様御掛合有之承知致し候」と復命し、ある宮津士族が家禄を奉還した資金で煙草商を営み、商用がてら4歳の娘を建仁寺町の親戚に預けるため老ノ坂峠を越えようとしているところを拘留し、異状がないのを確認したうえで入洛を許したとの報告を行った。また、宮津の士族と文通する亀岡士族の有無を調査していることも伝えている。このほか『西南暴動引継書』には、廃刀令の公布を認識せずに道中差の短刀を携えて四宮の関門を越えようとした商人が、警察から嚴重な取り調べを受け、道中差を没収のうえ釈放された一件や、東福寺境内にある西郷隆盛筆の慰霊碑から拓本をとって販売を試みた者に関する取り調べ書類も含まれている。

2. 有馬純雄の口供書

『西南暴動引継書』で比較的多くの比重を占めるのは、鹿児島県士族有馬純雄（藤太）と滋

西南戦争期における京都府警察（落合）

賀県旧彦根藩士族大東義徹・大海原尚義，群馬県旧館林藩士族大屋祐義らが，西郷隆盛に呼応するため大阪で密議を重ねたとされる一件にかかわる書類である。

有馬純義は明治元年（1868）に東山道先鋒総督府副参謀となり，大垣藩を帰順させたり，下総流山で新撰組局長近藤勇を降伏させるなどの功績をあげている。その後，東京府参事や司法省六等出仕，少判事などを勤めた。西郷隆盛や大久保利通などとは当然ながら旧知の間柄だが，とりわけ西郷とは親密で，征韓論政変の際には彼に同調して下野している。黒龍会編『西南記伝』には，「藤太の職を辞して野に下るや，東京に在りて，同志永岡久茂，海老原穆等と交り，時事を論じ，常に眼を征韓問題に注ぎ，又，其声息を桐野利秋に通じ，竊に政府を改造せんことを期したりと云ふ」とある。

有馬は大正9年（1920年）に刊行された『維新史の片鱗』において，西南戦争当時の行動をある程度述べている。それによれば，征韓論政変後，有馬は西郷隆盛から「お前は後に残つて色々和小大の事を報告せよ」と命じられて東京に残留し，「畢竟秘密探偵をやつた」という。そして，大東義徹・大屋祐義や佐賀県士族今泉利春，旧幕臣の佐久間長敬ら，政変の際に一緒に辞職した司法省の同僚たちとともに，訴訟代言の会社を起こした。『西南暴動引継書』にある有馬の口供書では，会社名を“東京法律研究社”と称しているが，『維新史の片鱗』によれば有馬は“静閑社”の看板を掲げ，「静閑社と征韓論，そこには何者かゞ通つて居らねばならぬ，私は以後，東京，大坂，鹿児島の間をあちこちして，時の到るを待つて居た」と回顧している。

今泉利春の妻みねは幕末の蘭学者桂川甫周の娘で，『名ごりの夢』と題する自叙伝を残しているが，それによれば有馬らの代言会社は，当時の東京名所となっていた銀座煉瓦街に置かれ，事務は主として今泉と大東が仕切っていたが，繁盛して非常に多忙だったという。今泉や大屋は元参議の副島種臣と親密で，みねは夫が残した「東洋不平党結合大意」なる文章を紹介している。今泉は「何ヲカ不平ト云フ，吾カ人ノ意志満足セサルヲ云フ。即チ吾カ人カ稟賦ノ権利ヲモ振暢スル能ワス，常ニ压制官吏ノ支配ヲ憤慨止ムナキノ謂ナリ」と心境を吐露し，「压制官吏ヲ鋤除^{マツ}ヲ図リ，善良ナル国会ノ準備ヲナシ，専ラ立憲政体ヲ組織シ，上陛下ノ宸襟ヲ安シ奉リ，下モ吾カ人ノ幸福ヲ享有セントス」と自らの目的を示している。彼は副島の兄である枝吉神陽の門下で佐賀藩少参事となり，明治5年に司法省の官員となったが，明治7年1月に江藤新平に従って下野した。佐賀の乱に際しては東京で情報係の役割を果たしたとして検挙されている。

また，大屋祐義は幕末に尊攘派志士として行動し，維新後は神奈川県少参事，司法省出仕となったが，征韓論政変の際に下野し，左院や元老院，大臣・参議に即時征韓を訴える激烈な建白書を数多く送りつけたため，「建白屋」の異名をとった人物である。彼は西南戦争の際に高知県士族島本仲道らと事を謀ったとして捕らえられ，獄中で失明した。明治12年（1879）に永

世特立論という上書を、侍補となっていた副島を通じて明治天皇に示し、そのことで副島を排斥する者が内閣に現れたため自決している。

大東義徹について、みねは「英雄ぶって自分が親分だと言う調子をなさる方で、世間でも近江西郷と言われていましたが、一面なかなか情のこまかいところもあって、宅へおいでになったりしても女達にまで愛想よくお言葉をかけなさるといった如才なさは、やっぱり彦根の方だからかも知れません」と回顧しているが、彼は幕末期に彦根藩の藩論を「勤王」の側に導いた中心人物の一人で、維新後は少参事として藩政改革を断行し、明治4年に海外留学をしたのち、司法省七等出仕や権少判事を勤め、征韓論政変の際に下野している。

いずれにせよ、有馬らは典型的な不平士族であり、なおかつ彼の訴訟代言会社は当時の著名な人物の集団だった。後述するように大東は同藩出身の大海原尚義とともに有馬に導かれて鹿児島に入り、西郷に面会したり私学校を見学している。警察当局が有馬と彼の同志を警戒の対象とするのには、それなりの根拠があったといえよう。

有馬は大正13年（1924）に88歳で病没するが、先に述べたようにその4年前に口述の自叙伝『維新史の片鱗』を残している。興味深いエピソードを数多く盛り込んでいるが、誇張気味の部分も多い。明治維新から50年以上を経た大正時代の回顧で、信頼度の高い一次史料としては扱われていないが、彼が拘留された一件をくわしく物語る記録としての価値はある。これに対し、『西南暴動引継書』は有馬の拘留に関する生の書類を多数含んでおり、とりわけ彼の口供書は初見である。貴重な史料なので、冗長ではあるが以下に全文を掲げたい。

鹿児島県第一大区五小区西田町士族

有 馬 純 雄

三十九年

右純雄義、国事之義ニ付昨年元籍へ帰省セシ後、東京大坂之間ヲ往復シ、滋賀県士族大東義徹其他親友之輩等密会ヲ催シタル由相聞候ニ付、両人之挙動窃ニ相探候廉々左々。

一、純雄義ハ商方ニ事寄セ大坂ニテ義徹其他之者と居々密会シ、既ニ義徹義ハ当一月十日旧彦根藩士西村源之進事当時開拓使平民村上弁之允（同人ハ大東ノ随従ニシテ頗ル武勇ノ人ナリ）、群馬県士族大屋祐義等同船ニテ東京出立、同十二日着坂ス。義徹、弁之允ハ第一大区九小区北浜三丁目彦根者福井精三方へ止宿シ、祐義ハ宿ヲ異ニス。在坂中ハ右義徹止宿所ニテ純雄、祐義、弁之允、滋賀県士族大海原尚義（同人ハ大東ノ報ヲ得テ一月十一日夕登阪同宿ス）等、折々密会セシニ付、種々相探り候得共、何分談話中ハ別室ニ入り飲食等モセズ、尤宿主下婢ニ至迄不立入様一室ヲ閉シ有之ニ付、談意ハ少シモ不洩、然リト雖密談之景況ハ甚タ不審ニ存候

一、兼テ純雄ヨリ機脈ヲ通セシ同県士族喜入嘉之助義モ当二月七日着坂致候。右ハ全ク金

西南戦争期における京都府警察（落合）

策之為メ登坂セシ義と被察候。

- 一、何歟情実ハ不詳候得共、祐義、弁之允之兩人ニ坂地之国事依頼置キ、義徹、純雄同伴ニテ、同十八日神戸ヨリ東京ヘ向テ出帆シ、尚義ハ同日京都ヲ経テ帰国ス。右等之人ハ商用ニアラズ。且電報ニテ疑敷通信モ有之ニ付、右写等相添此段上申仕候也。

明治十年二月

仮 口 供

鹿児島県土族

薩摩国第一大区五小区

鷹師馬場十五番地

有 馬 純 雄

- 一、自分義、維新之際弾正大巡察ニ擢セラレ司法解部ニ転シ亦タ判事ニ任ス。明治六年十月頃、終ニ職ヲ辞シ本県東京之間ヲ往来スルヤ既ニ久シク、而シテ熟々輓近之正態ヲ惟ルニ、未タ開涉シ切續甚タ微ニシテ且ツ法律之如キハ四裔ニ洽浹セズ、故ニ於東京法律研究社ヲ結ヒ滋賀県土族大東義徹、大海原尚義、内保五郎、元佐賀県土族今泉利春、東京府土族佐久間長敬等ト訴訟代言ヲ営シニ、島田八郎右衛門負債ニ関スル事用アツテ自分退社ノ后、明治九年四月帰県スルニ、義徹、尚義モ県地ノ近情、私学校ノ教育等ヲ見聞シ從而西郷隆盛、桐野利秋等ニ聘シ度ト之云々ヲ以同行鹿児島ニ至ルヤ、其滞留中該人等隆盛ニ面会スルニ付テハ其前以自分ヨリ書通ノ義嘗而依頼ヲ請ケ有シニ付報シ置シニ、其后彼等隆盛ト警顔ヲ接スルノ云々ヲ聞クヤ、土耳其魯国ノ葛藤タリ、是ト果シテ一方敗ルトキハ其余焰我国ニ波及スルノ患是ナラント云ザルヲ得ズ。然ルニ全国未タ警備ノ兵ニ乏シク、加之人蔵之財務從而虚ニ嗚呼嘆慨之至リニ堪ズト、実ニ感ス可キトノ云々タル由。而シテ亦タ彼等之屢々桐野利秋、淵部直右衛門、有川弥九郎、永山弥一郎等ニ面会ヲ得ルニ、桐野ハ稍ヤ屯田兵ノ事ヲ主張ス由ニテ、后三旬余ノ滞留ニシテ帰県致サン、而シテ其后自分ハ本貫ニ在而既ニ熊本神風連ノ暴挙、從而山口前原之變擾ヲ聞クヤ其時ニ方リ彼ノ私学校党之挙動ヲ目撃スルニ専横恣睢、稍ヤ綱維ニ矛盾スルノ勢尤モ太タク、其状等閑ナラズ。是ヲ以桐野利秋江制駁ニ着手アル可キ云々ヲ陳辞シ置キ、其后関係セズ。而シテ自分ハ一身上之殖産拡張ニ専ラ斡旋之所、予而旧藩之頃ヨリ今ニ連存シアル各島会社ノ用ニ付上阪ノ義、該社之者ヨリ依頼ヲ受ケ、依而明治十年一月五日三国丸ニ乗、再同月八日大阪表ニ到着之上東京ニ至リ、復タ大阪ニ来リ同地江戸堀播摩屋藤兵衛方江投宿、然ルニ其際偶マ街衢風説ヲ聞クヤ、本県私学校徒不容易騒播ヲ生シ、是果シテ然レハ則チ特リ本県ナラス全国挙而擾乱ニモ可及哉ト心安カラサルノ際、同県人飴肥住土族小倉所平自分ノ逆旅ニ来訪シ、前状紛擾云々ヲ伸へ、而シテ彼レ

人 文 学 報

戦地ノ実況ヲ確認セン為メ熊本地方ニ可至トノ云々ニ付、最早兵端開ク上ハ单身通路易カル可カラサルヲ述ルニ、所平工部卿証ヲ所持スルトアリ。然レバ則チ彼レハ伊藤工部卿ノ探偵ト見做シ強而沈重事ヲ問ズシテ訣別ス。而シテ駭々九州地方ノ景況ヲ聞クヤ、西郷兵ヲ朶ンヨリ一時民心岌々トシテ目下累卵之危キニ陥ラント恐囂ノ声天下ニ沸起、其当時各県不平士族ハ其変ニ応シ其機ニ臨ミ陰謀ヲ奔走ノ間ニ尽力セントノ風説モ有之由、而シテ其以前本県ヨリ大阪江着ノ節、旧彦根藩当今開拓使平民村上弁之允、群馬県士族大屋祐義、大東義徹、大海原尚義等私用之為メ上阪ノ時、幸ヒニシテ面会ヲ得テ后チ同地第一大区九小区北浜三丁目客塵福井清三方江右人員ト来合シ、互ニ本県之戦闘ヲ憂ヒ、然リト雖トモ向所政体ニ関係スルノ云々ニハ陳辞不致、尤自分ハ素ヨリ愛國ノ情ニ深く時宜ニヨリ過激ノ議論ヲ発スル事之レアレトモ、何ゾ妄リニ王師ニ抗シ醜名ヲ千歳ノ下ニ流ス所業ハ不仕、然リト雖トモ万一不得止ノ情状アツテ干戈ヲ撼スノ切迫ニ至ラハ、自ラ漠然兵ヲ率ヒ出ツ可キニ、何ゾ股栗ノ堪ヲナシ潜涉匿行ヲ以テ京阪ノ間ニ陰謀ヲ逞フスルノ自分ニ非ラズ。右全ク社用之為メ上阪スルト雖トモ、唐突羈舎ニ義徹等ト集合スルハ、嗚呼嫌疑ノ免レサル次第ニ付、何共恐懼之至リニ堪ス、前請御斟量之上偏ニ寛典ノ御所置ヲ仰キ度候也。

明治十一年一月

右
有馬純雄（印）

申 渡

鹿児島県士族
薩摩国第一大区五小区
鷹師馬場十五番地
有 馬 純 雄

其方儀取糺ス処不束ノ廉無之ニ依リ構無シ

明治十一年二月十日

九州臨時裁判所 [印]

口供書と晩年の『維新史の片鱗』を照らし合わせると、内容の一致する点が多く、80歳を越えても彼の記憶力は衰えていないことがわかる。したがって以下では、有馬の口供と回顧を照らし合わせながら彼の行動を追ってみたい。

・明治9年（1876）5月に有馬が大東・大海原を引率して鹿児島に入った目的は、『維新史の片鱗』によれば、大木喬任・玉乃世履・山田顕義・岸良兼養といった司法省幹部の面々から、「当時に在りては頗る有力な司法部内の人才」である有馬に対し、人物が払底しているので勅

西南戦争期における京都府警察（落合）

任判事に就任してほしいと要請があったという。有馬は西郷隆盛と相談のうえならばという条件で受諾し、早速帰郷した。西郷は有馬の任官を認めたが、さらに黒田清隆は存命かと尋ね、有馬が質問の理由を尋ねると、「樺太をロシアに取られては、黒田は生きて居られない筈ぢゃからよ」と答えたという。参議当時の西郷は、北海道を確保し、朝鮮との問題を解決すれば樺太はいつでも回復できるという意見だったが、黒田は命がけで樺太を固守すると割譲に反対し、また征韓論政変のうちに岩倉具視は朝鮮問題より樺太問題が先決と唱えていたので、西郷は千島樺太交換条約による樺太放棄に対する痛烈な皮肉を述べた。なお、大東義徹と大海原尚義は地元の彦根に集義社を組織し、彦根の教育の基礎を構築しようとしていたので、かねてより私学校の見学を熱望していた。彼らは桐野利秋ら私学校幹部と交流し、また西郷との面会も許されたという。有馬の口供書によれば、西郷は大東らに、ロシアとトルコの衝突が解決すれば、その余焰は必ず日本におよぶだろうが、国内では何ら警備の対応が図られておらず、慨嘆に堪えないと語ったという。大東らは数週間の鹿児島滞在だったが、有馬は明治10年1月5日まで鹿児島に滞在した。口供書によれば、明治9年10月に熊本神風連や萩・秋月の士族が連続して反乱を起こした当時、私学校は「専横恣睢、稍ヤ綱維ニ矛盾スルノ勢尤モ太タク、其状等閑ナラズ」という状態にあった。有馬は桐野利秋に彼らを制御するよう忠告してから東京に戻ったというが、決起直前の私学校の沸騰ぶりが示されて興味深い。

西郷から「未だ其時機が来ない」と聞かされていた有馬にとって、私学校の暴発と西郷らの挙兵は驚愕すべき事態だったという。彼はとにかく鹿児島に戻ろうと東京から神戸まで出てきたが足止めとなり、大阪の妾宅にとどまった。『維新史の片鱗』によれば、鹿児島島の騒動については諸説紛々としていたが、有馬はとりあえず8万円を用立て、経営に参画していた八島会社の資金を名目に鹿児島に送ろうと画策し、ふたたび神戸まで赴いたものの、軍艦が停泊するなど警戒が厳重で、むなしく大阪に戻る。

その夜、宮崎県旧飢肥藩士族の小倉処平がひそかに来訪し、明日にも警察が搜索を始めるかもしれないと急を知らせ、さらに自分は工部卿伊藤博文の鑑札を得て九州に下るが、本心は西郷の部下に加わるつもりなので、紹介状を出してほしいと頼んできた。有馬は小倉を伊藤の密偵ではないかと疑いつつもこれに応じ、また忠告にしたがって各種の書類を焼却したという。小倉処平はイギリス留学の経験があり、佐賀の乱に際しては敗走した江藤新平が四国に渡るのを手助けして処罰されたことがある。そして、西南戦争においては政府側の警戒網を突破して郷里に帰還し、飢肥隊を組織して薩軍に加わったが、8月の可愛岳突破の際に自決している。

口供書には大屋祐義や大東義徹・大海原尚義・村上弁之允といった同志と大阪で密かに会合し、鹿児島島の戦闘状況を相談したが、政体に関する議論には及ばず、過激な議論におよぶこともあったが、朝廷に反抗する考えは毛頭なく、挙兵の謀議などはもちろんなかったとある。ただ、大屋らと集会を開いたことは当局の嫌疑を招かざるをえない軽率な行動だったと認めてい

る。

『維新史の片鱗』には大阪での大東らとの密会については全く触れられていない。そのかわり、拘留された際の様子は詳細に語られている。小倉の忠告した通り、有馬は翌日の2月19日に警察の搜索を受けた。二階まで土足で上がり込んできた警官を彼は一喝し、警察署に連行されたのちも訊問を煙に巻いたが署内に一泊させられる。深夜に便所へ行った際、一巡査がひそかに逃亡をすすめたが断った。この巡査たちは次の日、西郷党であることが発覚して逮捕されたという。一方、有馬は汽車で京都に護送されることとなった。大阪の駐車場で偶然にも板垣退助と後藤象二郎に出会い、「貴下達は何処に居たのか、私は此通り警官の護衛付で今から御上京ぢや、威張つたものぢやのう」などと声をかけたという。警官から下等客車の切符を渡されると、自分は上等しか乗ったことがなく、下等では痔が悪化するなどと駄々をこねた。京都に送られた有馬は寺町の警察署に留置されたのち、府庁内の京都監獄未決監の二重牢に収容される。ある日、障子越しに大久保利通と伊藤博文が傍聴するなかで取り調べを受けたが、そのことを事前に知らされていた有馬は、維新の大業は西郷なくしてありえず、西郷は決して朝廷に謀叛を起こす人物ではないと弁論し、「今度の事件に就ても誰れ彼れと云はず、第一に大久保さんに聞いたら明白にならう」などと、政談演説まがいの陳述を行ったという。

以後は何の取り調べもないまま拘置されたが、法律書や新聞を読むことは一切許されず、やむなく『南総里見八犬伝』を三度も読み返した。11月に有馬は体調を崩して入院したが、『西南暴動引継書』には容態書も残されている。なお、当時の国事犯は面会や信書の往復が完全に禁じられていた。『西南暴動引継書』には、大海原尚義が先に釈放された同囚の者に家族宛の信書を託したため、始末書を書かされた記録が残っている。

明治11年(1878)3月のある日、入院中の有馬に当局から呼び出しがあったので出頭すると、警部から「構無シ」の処分を伝える書面を渡された。『西南暴動引継書』にある九州臨時裁判所の申し渡しは2月10日付となっているが、有馬の記憶違いか、あるいは事務処理に20日以上かかったのだろう。有馬は「其方には構い無しか知らんが、此方には大に構ひが有る」と怒鳴りちらし、損害賠償の請求を行ったがうまくいかなかったという。「嫌疑があつたが、調べて見たら何でもないから、帰つてもよい」と云ふのだから、御話しにならない」と、彼は数十年たっても憤慨しているが、西南戦争期の警察の対応はまさしく、戦争が完全に解決するまで疑わしい人物を極力拘束するという方針だったといえよう。なお、「構無シ」の文面は判事玉乃世履が苦心して作り上げたと、有馬は後に玉乃自身から打ち明けられたという。釈放後、有馬は代言会社を解散して流浪の人生を歩んだが、中江兆民や頭山満らと親しく往復している。一時は頭山の世話で大阪の禅寺の住職となったが、日露戦争の際には対露同志会の活動に加わり、旅順陥落とともに同地に渡り、そのまま満州で晩年を過ごした。

彼の同志は、自決した大屋祐義を除けば、多くの者は明治10年代に入ってから政官界に復帰

西南戦争期における京都府警察（落合）

している。たとえば大東義徹は、明治23年（1890）の第一回衆議院議員選挙で滋賀県第3区から代議士に選出され、明治31年（1898）に第一次大隈重信内閣（隈板内閣）で司法大臣となっている。また、大海原尚義は明治12年（1879）に内務省御用掛となり、判事に転じたのち、東京市麹町区長や滋賀県警察部長、富山県および三重県の書記官を歴任した。息子の重義は京都府知事となる。今泉利春はしばらく代言人を継続したが、明治19年（1886）に副島種臣のすすめで検事となる。各地に赴任したのち明治27年（1894）に鹿児島裁判所検事正となったが、種子島の監獄を視察したおりに赤痢の囚人を看病したところ感染し、51歳で病没した。友人だった河野主一郎らの配慮により、征韓論者の一人として西郷ら西南戦争の戦死者と同じ浄光明寺墓地（南洲墓地）に葬られたという。

3. 京都の不平士族と西郷挙兵への反応

小室信介の天橋義塾や、有馬純雄の法律研究社（静閑社）の動向はグループ単位で把握されているが、つづいては、個人の活動が国事犯に問われた例について、いくつか検討を加えていきたい。

① 笠松仙太郎の不穏文書

『西南暴動引継書』には、笠松仙太郎なる人物の関係書類が含まれている。警察の取り調べに対する笠松の口供書によると、彼は京都府士族だったが詐欺で何度も拘留され、除族の処分を受けていた。自分の罪を悔いて挽回の機会をうかがっていたところ西南戦争が始まった。維新前に鹿児島藩京都屋敷に出入りしていたため鹿児島には顔なじみの者もあり、彼らに合流して一旗あげようとする。そこで、大阪に寄留する鹿児島県士族野崎平左衛門を訪問し、酒を酌み交わしながら「政府ノ非ヲ揚ケ或官吏輩ノ専擅ヲ詈リ、而シテ亦タ鹿児島地方エ赴キ度云々ヲ陳辞」したところ、野崎から一文を示され、写し取って京都に戻った。内容は次のようなものである。

慶応三辰年正月三日鹿児島属兵隊鳥羽趣戦場

抑去ル辰年以来我神国ヲハスレ、世上阮属外国四足同様之物共ヲ見習、其物共ヲ官人ト名付、其物共より申立ルヲモツテ諸藩ヲハイシ府県トトナヘ、其トナヘ来所ニヲイテ人民裁判ヲ可致ナリトイ、ツタヘ、セイ金ヲ取立不顧万民之苦、剩其物共より申立ルヲモツテ外国人ヲ雇入大金ヲツカハシ、日本国ニヲイテ人民之苦ルコトヲホカタナラス。辰年以来一日片時不住安堵之思、是三条岩倉等之ハカライニ無相違ニ付、我聚兵始大臣ヲ是迄官人ナリト名付ル物共悉首切、万民ヲ助ルタメ一命揚名ヲ譽致度、

恨万端難宜諸事仰御賢察。

笠松はこの稚拙な書面を自宅の畳の下に隠しておいたが2月15日に兄に発見され、ただちに自首させられたという。

しかしながら、裁判所での口供によれば、先の文面は野崎に示されたものではなく、在京薩人の身元保証で薩軍に加わろうとの目的で、笠松自身が作成した不穩文書だと告白した。罪科を軽くするため、警察では野崎の名前を語って偽証したという。おそらく野崎は当局から厳重な取り調べを受けて大変に迷惑したであろうが、笠松は事件の発覚前に自首したとして無罪の宣告を受けている。

② 菊沢血波之助の暗殺未遂

京都で拘留された国事犯のうち、三重県士族菊沢血波之助という人物だけは、除族のうえ懲役10年という重い刑罰をうけた。国立公文書館所蔵「諸雑公文書」三二三番には菊沢の口供書が収められているが、『西南暴動引続書』には彼に関する書類は含まれない。参考のために概略を述べておくと、菊沢は津出身の元陸軍少尉で、鹿児島島の騒動を聞いて明治10年3月に大阪まで出て形勢を見聞したが、西郷挙兵の原因は政府が刺客を送ったことによると聞いて慨嘆し、座視するに堪えないとの感情を抱いていた。さらに、6月に高知県士族片岡健吉が政府に提出した立志社建白書の写しを一見し、しかもそれが門前払いのかたちで却下されたことに憤慨し、「只其責一二ノ大臣ニアリト見究メシヨリ、一身ヲ投シ衆庶ノ塗炭ヲ救フタメ太政大臣三条公ヲ暗殺シ、若シ之レヲ刺ス事能ハサレハ内務卿大久保公ヲ刺スヘシト存込」、心齋橋筋で出刃包丁を購入したうえ7月25日に汽車で京都に向かったが、停車場で挙動を疑われて凶器が発見され、ただちに警察に捕縛された。

板垣退助は、刺客云々という私事で決起した西郷は、江藤新平や前原一誠にも劣ると酷評したというが、宮津の小室信介らも刺客の風聞に激怒しており、菊沢の憤激も特別とはいえない。薩軍の挙兵は「政府に尋問の筋あり」と目的が不明確であるが、それだけでも全国の不平士族の共感を集めたといえよう。

③ 中沼清蔵の書翰

京都にあって不平士族の間で信望を集めていたのは、かつて新政府の参与や明治天皇の侍読を勤めた中沼了三だった。了三は復古派漢学者で京都・十津川・隠岐などに信奉者が多く、天橋義塾の幹部にも粟飯原曦光・有吉三七など門下が含まれていた。なお、長男の中沼清蔵は明治9年(1876)1月に、同じ浄土寺村に居住する山本克などととも、江華島事件の沸騰に乗じて多人数を東京に集め、政体改革を政府に強訴しようという計画に加

担した嫌疑で捕縛されている。西南戦争の際には中沼了三も搜索を受けたらしく、『西南暴動引継書』には中沼家から押収された書類も挿入されている。

このうち、明治8年6月に中沼清蔵が東京から京都鹿ヶ谷の父親に送った書翰は、大阪会議後の政局混乱を展望し、守旧派の華士族に強い影響を与えていた左大臣島津久光への期待を生々しく伝えている。西南戦争とは直接関係しないが、大阪会議後に政局が流動化するなかで、大久保政権から最も敵視された守旧過激派の思考が明確に表現されているので、次に引用しておきたい。

奉謹啓候。時下梅雨之候ニ相成候処、尊体益御康健可被遊御興居奉遙賀候。兎無恙過光罷在候。乍恐御擲念被遊可被下候。俸時事其后別段相変候事無之候得共、廟堂更ニ幡然之色無之不測之變近ク目前ニ在ラントスルノ勢ニ立到候。目撃耳触スル所ノ情状左ニ奉陳述候間、御洞察被遊度候。

一、去ル十九日、左府公モ鹿兒島イブスキト申温泉エ為宿痾養生御段出願ニ相成候。

今日迄何等御答モ無之候。右ハ先般御差出之書面何等勅答モ無之、政府之面目依然更張之意更ニ相見ヘ不申、加之立憲政体ノ段取逐々相運ビ、一トシテ御建設之趣意相立不申候ニ付、不得止断然御帰県之御思召立ト被伺候。乍去公之在留ハ天下之安危ニ関シ人心之向背モ相決シ可申、政府ニ於テモ頗ル紛議ヲ生シ候。急ニハ返答有之様ニ相見ヘ不申候。

一、政府之瓦解ハ日ニ甚敷、参議之内大久保ハ手ヲ引旁觀之様子、木戸伊東其外長人ノミ跋扈之勢力、板垣モ木戸ト至極同体ニ候得共、天下之議論日ニ沸騰、立志派モ離散、却テ友啗ノ勢ヲ醸シ候ニ付、此節ニテハ稍悔悟之意ヲ生シ更ニ六七日前木戸伊東ト異論ニ相成候処、伊東ニ被罵屈ヲ取候トノ噂有之候。

一、教部ハ大碇ニ相成、黒田始メ其外夥敷辞職、宍戸ノミ権ヲ取候様子ニ御座候。

一、去ル廿日地方官会議開院ニ相成、主上臨幸ニ相成候。其後日後参会ニ相成候。結局如何相成候もの哉、令参事中ニモ党議治□トシテ聞ヘ不申候。只々政府之鼻息ヲ嗅候輩ノミ神州之委靡不堪候。噫々

一、先般西京中路権九右衛門ト云人当地ヘ参リ候一条、実ニ神異不測之次第二御座候。委敷次第ハ演舌難仕候。右人ハ高島六蔵殿近辺ニ御座候間、定テ承知可有之候間、同人ヘ御聞可被舌候。

一、右之件々ニ而粗方今之景況御承領被舌度、左府公進退モ不遠相決可申、其上委敷可申上候。実ニ此度こそ神州安危存亡判スル所以ニ御座候。有志之士、進退出処ヲ定ムルノ時節ト被存候間、兎去留モ断然相決シ候心得ニ御座候。何卒御思召之程奉伺度候。右不取

大人膝下

文中の高島六蔵は明治10年に捕縛されたことが『西南暴動引継書』で判明するが、彼の人物像など詳細は不明である。なお、清蔵は明治8年9月に、京都府平民寸田龍太郎や高知県土族島村安度らと政府に建白書を提出しているが、『西南暴動引継書』には寸田を監視した書類があり、さらに鹿ヶ谷や北白川などに居住する複数の人物が警察の取り調べを受けた記録も残されている。おそらく中沼了三と関わりがあるとされた人々であろう。中沼了三に具体的な嫌疑がかかっていたわけではないが、影響力のある人物だけに、警察は強い監視下に置いたと思われる。

む す び

本論は『西南暴動引継書』を通じ、西南戦争当時における警察の対応の一端を示したにすぎないが、他の史料では知りえない具体的状況が明らかになった。

第一に指摘できるのは、当局の厳格な姿勢である。そして、裁判所による宣告が下るまで1年余りにわたって身柄が拘束されている。病気診断書による仮放免願が多く見られるのは、取扱いの過酷な様子を示唆しており、入牢していない者も保管人からの外出願が却下されるように軟禁状態に置かれた。天橋義塾などの取り調べでは拷問も行われたという。国事犯とされた者の大部分は無罪だったが、警戒対象が鹿児島土族に呼応する前にできるだけ拘束し、西南戦争による混乱が鎮静化して国内状況が平穩になった時期を見計らい、九州臨時裁判所と協議のうえ釈放している。

大警視川路利良たちが推進していたのは、単に事件の捜査や犯人逮捕を行う「司法警察」ではなく、明治7年1月14日制定の警保寮職制が「警保寮ハ人民ノ凶害ヲ予防シ、其権利ヲ保守シ、其健康ヲ看護シテ、営業ニ安ンジ、生命ヲ保全セシムル等、行政警察ニ属スル一切ノ事務ヲ管理スル所ナリ」と述べるように、社会の安定や治安の維持に対する障害を事前に防御するという、予防に重点を置いた「行政警察」の充実であった。『西南暴動引継書』からは、警察当局が西南戦争に呼応する不平土族勢力の決起を未然に防ぐことに全力をあげた様子が伺える。そして、行政警察を中軸とする治安維持体制が整備されていく実態を生々しく物語っているといえよう。

西南戦争期における京都府警察（落合）

- 〔参考文献〕 原田久美子「自由民権結社の展開過程——天橋義塾の場合——」（京都府立総合資料館『資料館紀要』創刊号，1972年）
- 京都府警察本部『京都府警察史 第二巻』（非売品，1975年）
- 京都府立総合資料館編『京都府百年の資料』（京都府，1972年）
- 有馬純雄『維新史の片鱗』（日本警察新聞社，1921年）
- 今泉みね『名ごりの夢』（平凡社東洋文庫，1963年）
- 『西南記伝』下巻二（黒龍会，1911年）
- 大日方純夫『天皇制警察と民衆』（日本評論社，1987年）